

# 郵政産業 ユニオン

発行元 郵政産業労働者ユニオン労契法20条訴訟闘争本部  
〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2  
TEL 03(5974)0816 FAX 03(5974)0861  
http://www.piwu.org mail@piwu.org  
発行責任者 日巻 直映

## 郵政の労働契約法20条裁判

みんなの力で  
非正規差別をなくそう

正規社員と期間雇用社員の間で不合理な労働条件格差を禁止する労働契約法20条裁判が進行しています。東日本・西日本で12名の期間雇用社員が原告となり、1月26日には東日本で4回目の法廷をむかえます。被告である日本郵便(株)は、正社員と期間雇用社員の労働条件の格差は不合理ではないと答弁を展開していますが、その中身は実態からかけ離れ、白を黒と言っ内容です。

### 「営業活動への補助的な協力を求められているに過ぎない」

これが時給制契約社員の営業における役割だといふのです。現場の誰が聞いても笑うしかありません。局目標の構成要素として時給制契約社員の個人目標も掲げられていてなにか「補助的」ではないか。課目標の達成に自らの運命を重ねて「君だけだぞ」などとプレッシャーをかける管理者の言動は「協力を求めている」レベルでは到底ありません。

また「時給制契約社員の指標は、営業意欲の喚起のための『目安』に過ぎず、達成が必須とされる『ノルマ』などではない

い」といつていますが、別の裁判(さいたま新都心局過労自死事件)では正社員についても「営業」については、あくまで販売目標を示しているに過ぎず、ノルマを課すもの

どこにそんなことが決められているのでしょうか?会社は一方で時給制契約社員については苦情の「初期対応を行っているに過ぎず」とし「的確に正社員に取り次ぐことを評価する」としていま

### 「顧客の苦情等に対する対応については正社員が責任をもっと処理するものとされている」

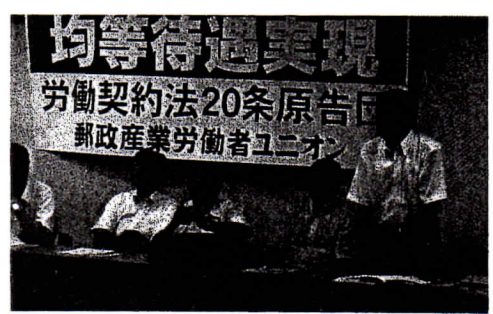
サービス業では初期対応こそが最重要点であり一般の会社ではその点に相当の時間と労力をかけて研修を重ねます。日本郵便の主張はまるで真逆です。

しかし、郵便局業務の現実の場面では、正社員・期間雇用社員の違いなく全力でお客様の苦情に対応しています。なによりお客様にとつて正社員・期間雇用社員の違いはありません。全力をつくすけれども解決しない場合は、権限を持つ者に取り次ぐことになり、それは課長であり、部長であるわけで、正社員一般ではありません。

### 正社員があたりまえの職場にしよう!

いまでも多くの郵便局で「募集しても人が集まらない」と悲鳴があがっています。差別され処遇は高くないが歯を食いしばって長年働く人と、採用されてもすぐに辞めてしまいう人に二極化しているような状況です。失っている労力は膨大なものがあります。活路は正社員があたりまえ、正社員処遇があたりまえの職場つくり以外にありません。お隣の韓国ソウル市では2012年から自治体の非正規労働者を大規模に正社員化する政策をすすめ、年間5〜6億円の

財政削減に成功したと伝えられます。日本郵便(株)も非正規雇用最多企業の汚名を返上し、正社員があたりまえの職場で、働く者が長年にわたって十分に力を発揮する状況にすべきです。



本日10時より  
第4回口頭弁論  
東京地裁527号法廷